

参考

地域生活支援拠点等の整備について

【概要】

既存の障害福祉サービスや事業を活用しながら5つの機能を有機的に連携することで障害者の生活を地域全体で支える面的整備型での整備

① 【相談】

障害者等が安心して地域生活を送るため、本人や家族がどこに相談しても必要な支援に繋ぐことができるよう、最も近い相談窓口である計画相談支援事業所及び地域相談支援事業所、障害者基幹相談支援センター、区役所担当課が連携しながら相談支援を行う。

○計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

（総合支援法上の障害福祉サービス）

○障害者基幹相談支援センター

3 障害対応のワンストップ窓口である基幹相談支援センターを各区役所内に設置し、地域での暮らしの相談を行うとともに、サービス利用のない方等への支援、困難事例等の相談支援事業所への助言を行う。

また、各区障害者基幹相談支援センターに地域移行コーディネーターを配置し、地域移行体制整備事業を行う。

<平成 30 年度実績>

- ・延べ相談人数 12,666 人 （総合相談情報センター含む）
- ・延べ相談件数 70,652 件 （総合相談情報センター含む）

② 【緊急時の受け入れ・対応】

地域で生活する障害者の介護者の急病等に備え、短期入所等における緊急時の受け入れや必要な対応を行う。

○地域相談支援（地域定着支援）

（総合支援法上の障害福祉サービス）

○障害者（児）短期入所緊急利用

介護者の入院など緊急事由により一時的に障害者（児）の介護ができない場合、緊急時に利用できるようベッドを確保

<平成 30 年度実績>

- ・延べ利用日数 121 日
- ・延べ利用者数 45 人

○障害者緊急時対応事業【平成 29 年度～】

介護者の緊急時に介護を受けられなくなる障害者を対象に、事前に緊急時の対応を希望する短期入所事業所へ登録を行い、当該法人の夜間・休日祝日のコールセンターへ連絡することにより、短期入所事業所の受け入れに係るコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を行う。

<平成 30 年度実績>

- ・登録者数（3 月末現在） 335 人
- ・対応件数 6 件

③【体験の機会・場】

地域移行や親元からの自立等に当たって、一人暮らしや集団生活の体験の機会や場を提供する。

○グループホーム体験利用や短期入所利用

(総合支援法上の障害福祉サービス)

○地域相談支援(地域移行支援)

(総合支援法上の障害福祉サービス)

○障害者(児)自立生活訓練事業

空き部屋などを利用した宿泊体験を通じて、将来の自立生活に繋がる訓練(きっかけ作り)を行い、次の段階の支援につなげる事業

<平成30年度実績>

- ・登録事業者(訓練施設) 4か所
- ・利用者実人数 9人

○障害者住宅入居等支援事業(単身生活体験事業)

単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活において必要となる支援や環境等についてアセスメントを行う事業

<平成30年度実績>

- ・実施人数 2人

④【専門的人材の確保・養成】

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢障害者への対応等について専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う。

○居宅介護事業者現任研修、グループホーム事業者研修

居宅介護事業者及びグループホーム事業者の職員向け研修の実施。

<平成30年度実績>

- ・居宅介護事業者現任研修 開催回数1回(2日間) 延べ参加者数 47人
- ・グループホーム事業者研修 開催回数1回 参加者数 29人

○相談支援機能強化事業

弁護士・司法書士などの専門家の派遣を行う専門家相談の実施や、障害者基幹相談支援センター及び相談支援事業所の人材育成にかかる研修等を行う。

<平成30年度実績>

- ・登録専門家人数 20人 派遣件数 3件
- ・地域支援者向け研修 開催回数4回 延べ参加者数 157人
- ・新任相談支援専門員向け連続勉強会 開催回数10回(月1回) 登録者数 26人

⑤【地域の体制づくり】

地域の様々なニーズに対応できる地域の体制整備を行う。

○区自立支援協議会による地域づくり

区障害者基幹相談支援センターが運営する各区自立支援協議会において、地域の関係機関、関係者とのネットワークを作り、地域の課題やニーズに関する意見交換や連携を行う。

<平成30年度実績>

- ・区自立支援協議会その他ネットワーク会議 開催又は参加件数 480件(7区)